

【一般会員規約】

(趣旨)

1. この規約は一般社団法人山口県 EC 協会（以下「当協会」という。）の一般会員について必要な事項を定めたものとする。

(入会)

- 第1条
1. 一般会員は、当協会が行う事業の趣旨に賛同する法人その他団体及び個人とする。
 2. 当協会に入会しようとする者は事務局に申し込みを行い、代表理事の承認を持ってその資格を得る。
代表理事は事業内容を精査し、反社会性の有無などを考慮して承認する。
 3. 初回費納入時まで、その資格を保留する。

(会費)

- 第2条
1. 年会費は 3,000 円とし、所定の期日迄に一括事前納入する。
 2. 途中入会の場合は該当月分を月割りにて納入（途中参加月を含む）する。
 3. 前条の会費は管理費、および一般会員の EC 事業拡大のために使用する。

(権利)

- 第3条
1. 一般会員は、当協会から一般会員向けに提供するサービスを優先的に利用することができる。ただし、1 会員あたり複数人間が利用する場合は、この権利に制限を設ける場合がある。
 2. 前条のサービスとは、ふるさと納税、EC 事業に関わるセミナー・勉強会、各種助成金、補助金の情報提供、会員相互の交流、情報交換の場となる機会の提供、商品撮影用のスタジオの優先利用、画像処理等の相談、会員専用サイトの利用、EC に関する相談のことをいう。
 3. 一般会員は会員価格で利用することができる。

(会員資格の喪失)

- 第4条
1. 一般会員は、次の各号の一に該当する場合にはその資格を喪失する。
 - ① 支払い義務を半年以上履行しなかった時
 - ② 理事会の決議により除名された時
 - ③ 死亡または解散した時

(退会)

- 第5条
1. 一般会員は事務局に届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。
 2. 途中退会について一切の返金を行わない。

附則

1. この規定は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 条）第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この規約は、令和 4 年 4 月 15 日から適用する。